

## ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令の期間延長及び時間変更について

令和3年3月1日  
在ドミニカ共和国日本国大使館

3月1日、アビナデル大統領は、大統領令 133-21 により夜間外出禁止令の期間延長及び外出禁止時間の変更を発表しました。期間は3月17日（水）まで延期されます。また、3月3日（水）から、月曜日から金曜日までの夜間外出禁止時間は午後9時から翌午前5時まで（帰宅のための移動は午前0時まで可）、土曜日及び日曜日の外出禁止時間は午後7時から翌午前5時まで（帰宅のための移動は午後10時まで可）となります。

なお、実施期間や外出禁止時間に変更される可能性もありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

今回の外出時間変更についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認ください。

○<https://twitter.com/Comunicaciondo/status/1366549380933812224>

○<https://presidencia.gob.do/decretos/133-21>

### 【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部  
EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA  
TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013  
consul@sd.mofa.go.jp